

令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金の募集について

令和8年7月5日からの大雨等により、令和8年7月7日に滋賀県甲賀市において発生した土砂崩れで被災されたかたを支援する災害義援金を募集しています。

ご協力いただける場合は、埼玉県共同募金会川口市支会（川口市社会福祉協議会）の窓口にお越しいただくか、滋賀県共同募金会への振込みとなります。皆様のご支援・ご協力をお願いいたします。

1 募金種別及び募集期間

**令和8年7月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金
（滋賀県共同募金会）**

令和8年8月10日（月）から令和9年1月29日（金）まで

2 受付方法

（1）現金の場合…埼玉県共同募金会川口市支会での受付

①募金箱の設置…青木会館2階 地域福祉課

②窓口での受付…青木会館2階 地域福祉課

（2）振込みの場合…滋賀県共同募金会へ直接のお振込みとなります。

※振込先は次頁の滋賀県共同募金会要綱を参照。

3 注意事項

- ・災害義援金の受付は窓口の開所時間になります。
- ・今回の募集は災害義援金のみの取り扱いとなります。

4 問い合わせ

社会福祉法人埼玉県共同募金会 川口市支会
（川口市社会福祉協議会 地域福祉課）

川口市青木3-3-1 青木会館2階 地域福祉課

TEL048-252-1294

「令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金」募集要綱

社会福祉法人 滋賀県共同募金会

1 趣旨

令和 8 年 7 月 5 日から大雨等により、令和 8 年 7 月 7 日に滋賀県甲賀市において土砂崩れが発生し、災害救助法が適用されました。

滋賀県では、この災害により被災された方々を支援することを目的として義援金を募集することが決定されました。

これを受けて、滋賀県共同募金会（以下「本会」という。）においても「災害義援金」の募集を行うこととします。

2 義援金の名称

令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金

3 受付期間

令和 8 年 8 月 1 0 日（月）から令和 9 年 1 月 2 9 日（金）まで

4 義援金受入れ口座

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
滋賀銀行	県庁支店	普通預金 5 3 9 1 6 7	社会福祉法人 滋賀県共同募金会
ゆうちょ銀行	口座記号番号 0 0 9 7 0 - 2 - 2 3 9 8 2 9		滋賀県共募甲賀市の土砂崩れ災害義援金

※滋賀銀行本・支店間の窓口からの振込については、手数料は無料となります。

※ゆうちょ銀行の本・支店及び郵便局窓口からの振込手数料は無料となります。

※上記以外他銀行からの振り込み、ATM、ネットバンキング等からの振込については手数料が必要となります。

※義援物資の取扱はしていません。

5 義援金の配分

義援金については、「令和 8 年 7 月滋賀県甲賀市の土砂崩れ災害義援金募集・配分委員会」が取りまとめ、配分基準に基づいて被災者に配分されることとなります。

6 領収書の発行

寄付者が義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、別紙「領収書希望者名簿」により必要事項を記入のうえ本会へ送付してください。

後日領収書を発行いたします。